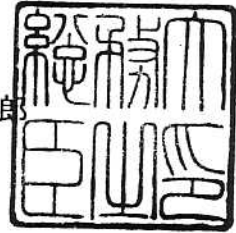




総税企第156号
平成16年9月13日

豊島区長 高野 之夫 殿

総務大臣 麻生 太郎



豊島区法定外目的税「放置自転車等対策推進税」の新設に係る協議について

平成15年12月19日付けで協議の申出のあった法定外目的税「放置自転車等対策推進税」の新設については、地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の規定に基づき同意する。

豊島区「放置自転車等対策推進税」の同意にあたって

豊島区長 高野之夫 殿

平成16年9月13日
総務大臣

本件の施行に当たっては、豊島区において、下記の事項に適切に対応されるよう、強く要請する。

記

- 1 本件については、課税団体（豊島区）と納税者の見解がほぼ全面的に対立したままであり、納税者との協議や相互理解が十分に進んでいるとは言い難い。特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要であることから、納税者から提起されている種々の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得るよう、更に格段の努力を行うこと。
- 2 特に、本件課税が今後の対策費用に充てる目的税であり、また、鉄道事業者の協力不足を根拠として鉄道事業者のみに課税しようとする税であることを踏まえ、今後の放置自転車対策の全体像を明示しながら、鉄道事業者の今後の協力の見通し等について十分な協議・調整を行い、鉄道事業者だけが納税者となることについて理解を得るよう努めること。
- 3 去る5月26日の意見で指摘した点を踏まえ、自転車法に基づく自転車等駐車対策協議会等の場を活用しながら、放置自転車を解消するための具体的な対策について、総合的に協議・検討を尽くすとともに、その状況を踏まえて、本件課税のあり方について必要な見直しを行うこと。